

# 接種券の発送と支援策をお知らせ

国による大規模接種や職域接種などでのワクチン接種を希望する人、市内での接種を希望する人が速やかに予約できるように、16～59歳の人を対象に接種券(クーポン券)を発送します。また、市内の経済を活性化させるために市独自の支援を行います。

## 16～59歳に接種券を発送します

16～59歳の人に7月中旬に接種券を発送します。市内の医療機関での個別接種と市が実施する集団接種については、ワクチンの供給量が決まり次第、年代を分けて予約開始日を設定します。

### 医療機関での個別接種

予約開始日や接種開始日は医療機関によって異なります。各医療機関の予約・接種開始時期などの詳細については、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp>)で随時お知らせします。

### 集団接種

広報なりたや市ホームページのほか、なりたメール配信サービスや市のLINEでも予約開始日をお知らせします。なりたメール配信サービスとLINEでお知らせを受け取るには登録が必要です。

※くわしくは成田市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎0570-037-567)または成田市新型コロナウイルスワクチン接種対策室(☎33-7611)へ。

### なりたメール配信サービス

下の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する



### LINE

下の二次元バーコードを読み取るか、LINE ID(@narita\_city)で検索して登録する



## 60歳以上の予約を受け付け

現在は、60歳以上の人を対象に予約を受け付けています。接種を希望する人は、接種券に同封されているチラシを確認して予約してください。

## 市独自の支援策 第5弾

市では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済の活性化や観光産業の回復などを図るため、新たな支援を行います。

### なりた地域応援プレミアム付商品券

地域経済の活性化のため、市内の店舗で利用できる「なりた地域応援プレミアム付商品券」を9月に発行する予定です。申し込み方法などが決まり次第、広報なりたや市ホームページでお知らせします。

※くわしくは商工課(☎20-1622)へ。

### 観光客向けプレミアム付商品券

需要が落ち込んだ観光産業の回復を支援するため、市外からの観光客を対象に、市内の店舗で利用できる観光客向けプレミアム付商品券を9月に発行する予定です。申し込み

方法などが決まり次第、広報なりたや市ホームページでお知らせします。

※くわしくは観光プロモーション課(☎20-1540)へ。

### 障がい者工賃応援金

令和2年度に引き続き、生産活動が縮小し、工賃が一定程度減少した就労継続支援B型事業所に通所している利用者へ応援金を給付します。対象の事業所には申請書を送付します。

対象＝就労継続支援B型事業所へ通所している人

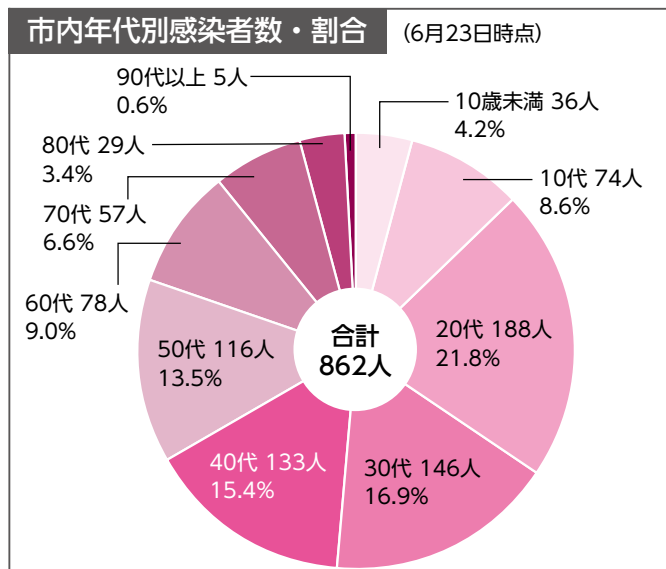
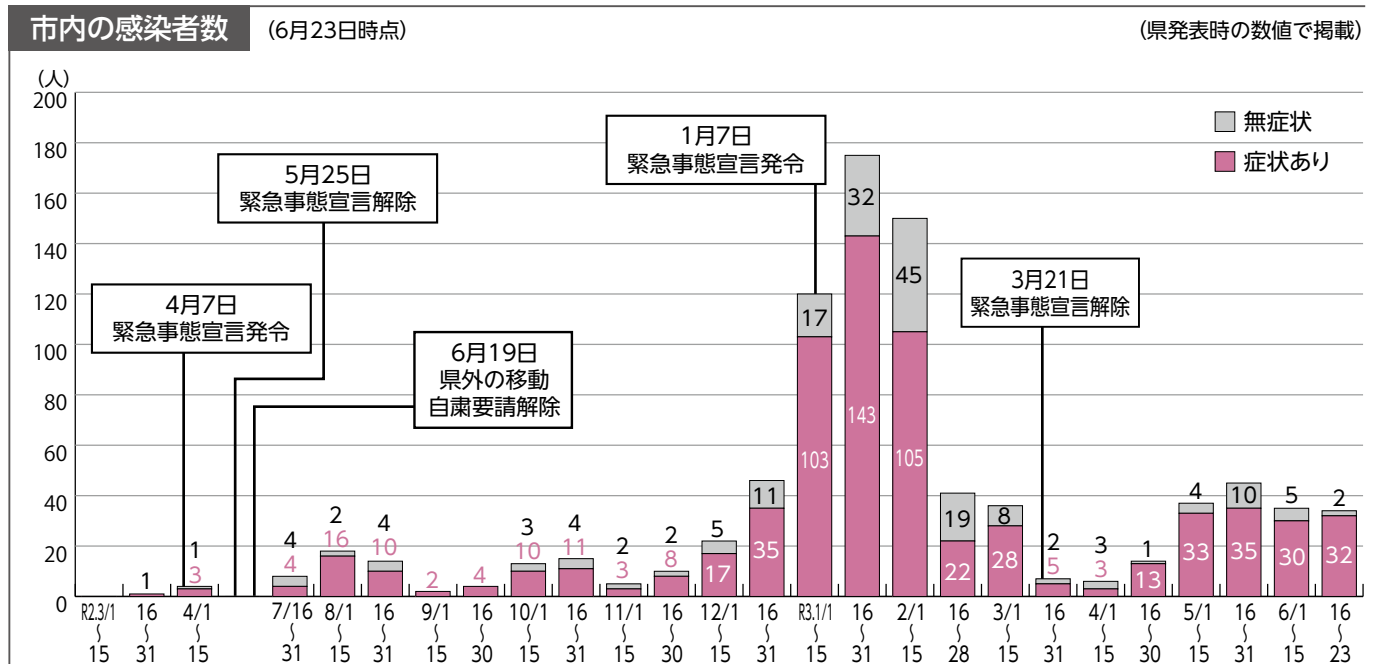
給付額＝令和2年10～3月の工賃で、前年の8割分の工賃と比較して減少した額(月額1万円が上限)

申請方法＝事業所が申請書を取りまとめ、郵送で障がい者福祉課(〒286-8585 花崎町760)へ

※くわしくは同課(☎20-1539)へ。

# 感染症患者の発生状況

市内における新型コロナウイルスの感染者数は6月23日時点で累計862人。3月21日の緊急事態宣言解除後はゆるやかな増加傾向となっています。引き続き、小まめに手洗い・手指消毒をするなど感染症の拡大防止にご協力をお願いします。



### 市内感染者の状況内訳 (6月17日時点 県提供資料)

感染者数	入院中	自宅療養	ホテル療養	施設内療養	入院調整中など	退院・療養解除・死亡	その他
833人	5人	3人	8人	0人	2人	815人	0人

### 最新情報を確認するには

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、市ホームページなどで随時お知らせしています。

成田市ホームページ <https://www.city.narita.chiba.jp>

## 感染者・医療従事者のプライバシーや人権の尊重を

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。感染した人は治療と支援を必要としています。自分や家族が感染したとき、周りの人にどのようにしてほしいかを考え、思いやりの気持ちを持って接しましょう。また、日々感染症の治療に向き合っている医療従事者に対しても配慮をお願いします。

### 人権に関する相談について

- 法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02\\_00022.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html))
- みんなの人権110番…☎0570-003-110 (平日の午前8時30分～午後5時15分)
- 子どもの人権110番…☎0120-007-110 (平日の午前8時30分～午後5時15分)
- 外国語人権相談ダイヤル…☎0570-090-911 (平日の午前9時～午後5時)

※くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。